## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律

(平成一六年四月二八日法律第四 号)

一、提案理由(平成一六年三月一二日・衆議院環境委員会)

小池国務大臣 ただいま議題となりました廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部 を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国においては、硫酸ピッチの不適正な保管といった悪質な廃棄物の不適正処理が依然として後を絶たず、また、廃棄物の処理施設における甚大な事故が発生するなど、 廃棄物をめぐる問題の解決は、なお喫緊の課題となっております。こうした課題に的確 に対処するため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、産業廃棄物の不適正処理の事案に対処するため緊急の必要があると認めると きは、環境大臣は、都道府県知事に対し、必要な指示をすることができることとしてお ります。

第二に、硫酸ピッチといった人の健康または生活環境に係る重大な被害を生ずるおそれがある廃棄物の不適正な処理を直罰をもって禁止することとするほか、廃棄物の不法投棄や不法焼却の目的で廃棄物の収集または運搬をした者を処罰の対象とするなど、不法投棄の撲滅に向けた罰則の強化を行うこととしております。

第三に、廃棄物の最終処分場の跡地などにおいて土地の形質の変更を行おうとする者に対し、その施行方法等を都道府県知事へ届け出ることを義務づけるなど、廃棄物が地下にある土地の形質の変更による生活環境の保全上のリスクを管理するための制度を創設することとしております。

第四に、ごみ固形化燃料施設など廃棄物の特定の処理施設において事故が発生し、廃棄物の飛散など生活環境の保全上の支障が生じ、または生ずるおそれがあるときは、その施設の設置者に応急措置の実施及び都道府県知事への事故の状況等についての届け出義務を課すなど、廃棄物の処理施設における事故時の措置に関する制度を創設することとしております。

第五に、廃棄物処理施設の設置手続を円滑に進め、再活用を促進するため、過去に許可を受けて設置された廃棄物処理施設と、その設置の場所、施設の種類、処理能力などの事項が同一の廃棄物処理施設の設置許可の申請については、生活環境影響調査書の添付及び公衆の縦覧を要しないこととしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部の事項を除き、公布の日から起算して六月を超 えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

- 何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。 二、衆議院環境委員長報告(平成一六年四月一日)

小沢鋭仁君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審

査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、廃棄物の適正な処理を 確保するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は、

廃棄物が地下にある土地の形質の変更による生活環境の保全上のリスクを管理するための制度の創設、

廃棄物の特定の処理施設における事故時の措置に関する制度の創設、

硫酸ピッチといった、人の健康または生活環境に係る重大な被害を生ずるおそれがある指定有害廃棄物の不適正処理を直罰で禁止するなど、不法投棄の撲滅に向けた罰則の強化を行うこと

等であります。

本案は、三月十一日本委員会に付託され、翌十二日小池環境大臣から提案理由の説明を聴取し、二十三日質疑を終局いたしました。かくして、去る三月三十日採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、政府一丸となって循環型社会の実現を期すため、望ましい法体系 のあり方等につき検討すること等を内容とする附帯決議が付されたことを申し添えます。 以上、御報告申し上げます。

附带決議(平成一六年三月三 日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 政府一丸となって循環型社会の実現を期すため、環境省等関係省庁間の十分な連携を図り、廃棄物・リサイクル関係法の有機的かつ整合的な運用を行うとともに、今後とも諸外国の例も踏まえつつ、望ましい法体系のあり方等につき検討すること。
- 二 市町村が適正に処理できない一般廃棄物の品目・量等について、実態を速やかに把握するとともに、それらのリサイクルを含め、適正な処理のあり方について検討を行い、必要な措置を講ずること。

また、家庭から排出されるものを含め、医療系廃棄物の適正処理の一層の推進のため、排出現場での分別の困難性を踏まえた方策の検討を行うこと。

三 廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進する立場から、デポジット制度等の経済的手法について製品毎の特性や実態を踏まえながら検討するとともに、市町村における分別収集を促進すること。

また、いわゆる事業系一般廃棄物の発生抑制方策につき検討し、必要な措置を講ずること。

四 必要な廃棄物処理施設の確保のため、公共関与による施設整備の促進などを含め、 国民の理解を得ながら安心できる施設整備を図るとともに、必要な財政的措置を講ず るよう努めること。特に首都圏、近畿圏の廃棄物については、域内でできる限り処理 が行われるよう、必要な処理施設の整備を推進すること。

- 五 産業廃棄物の不適正処理事案に迅速に対応するため、電子マニフェストの義務化も 視野に入れつつその普及拡大をする方策を検討すること。また、積替保管も含めて産 業廃棄物の運搬の過程を適正に監視・管理できるよう、早急に必要な措置を講ずるこ と。
- 六 産業廃棄物の更なる適正処理を図るため、廃棄物処理基準の改正等による自社処分 に対する規制強化等について早急に検討し、必要な措置を講ずること。

また、排出事業者が信頼できる処理業者を的確に選択することができるよう、健全な処理業者の育成を図るとともに、処理業者に係る情報提供のシステムを充実すること。

- 七 既に廃止されたものを含め、最終処分場であった場所等についての把握を行い、広く国民にわかりやすい形で公表し、土地取引の際にそれがわかるよう措置すること。 また、焼却施設や最終処分場周辺の土壌及び地下水に係る汚染の実態を把握し、結果を公開するとともに、環境回復措置に努めること。
- 八 廃棄物処理の実態の把握や廃棄物の不法投棄等を防止するため、地方公共団体の担 当職員や地方に配置する環境省職員の増員等、体制整備に努めること。特に、産業廃 棄物の新規埋立量と残余容量の変化の差についてその実態を速やかに把握し、公表す ること
- 九 リサイクル名目で不適正な処理が行われている事例が発生していることから、環境 面での現行の規制を徹底するとともに、さらに規制のあり方について検討すること。
- 十 廃棄物処理施設における事故が発生した際には、周辺住民等に対して速やかに情報 を提供するよう地方自治体を指導するとともに、環境影響・健康影響を最小限とする よう努めること。
- 十一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)及び特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)について、その施行状況につき不断の検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 三、参議院環境委員長報告(平成一六年四月二一日)

長谷川清君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、硫酸ピッチの不適正な保管やごみ固形化燃料関連施設などにおける甚大な事故の発生など、最近における廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、その適正な処理を確保するため、廃棄物が地下にある土地の形質の変更の届出、指定有害廃棄物の処理の禁止、特定の処理施設における事故時の措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、岐阜市等における大規模不法投棄事件に対する国の取組方針、 硫酸ピッチ問題への国及び地方公共団体の対応状況、ごみ固形化燃料施設の事故防止策 等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了した後、本法律案に対し、日本共産党の岩佐委員より、廃棄物処理施設の

設置許可に係る特例に関する規定を削除すること等を内容とする修正案が提出されました。

順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附带決議(平成一六年四月二 日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、循環型社会の構築を目指し、各種リサイクル法の施行状況を踏まえ必要な措置を講ずるとともに、経済的手法も含め、廃棄物の減量化への取組について検討を進めること。
- 二、市町村が適性に処理できない一般廃棄物の品目・量等について、実態を速やかに把握するとともに、それらのリサイクルを含め、適正な処理のあり方について検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 三、廃棄物の不適正処理に対しては、行政処分による厳正な対処が行われるよう、引き続き、都道府県等に求めるとともに、大規模な不法投棄等に対しては、国として早急かつ的確な対応を都道府県等に対し行うこと。また、岐阜市の事案のように実態がいまだ把握されていない大規模な不法投棄事案があることから、早急に全国調査を実施し、その結果を公表すること。
- 四、廃棄物処理の実態の把握や不法投棄等を防止するため、地方公共団体の担当職員や 環境省地方環境対策調査官の増員、警察等との連携等、その体制の整備に十分努める こと。
- 五、硫酸ピッチの不適正処理の問題に対しては、硫酸ピッチの発生そのものが違法行為であることから、引き続き、関係省庁一体となって対応を進めるとともに、不適正保管などに迅速に対処できるよう、都道府県等への財政的・技術的支援に努めること。
- 六、廃棄物処理施設において事故が発生した場合には、周辺住民等に対して速やかに情報を提供するよう徹底するとともに、環境影響・健康影響を最小限とするよう努めること。また、RDFについては、ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン等の徹底を図るとともに、必要な措置を講ずること。
- 七、廃棄物が地下にある土地について指定区域を指定するに当たっては、指定漏れがないよう土地の履歴調査を十分行うよう徹底すること。また、土地の形質の変更により生活環境保全上支障が生じた場合には、被害が拡大しないよう迅速な対応を行うとともに、情報の透明性を確保するよう徹底すること。
- 八、廃棄物処理施設の設置の許可に関する規制の合理化については、不適正処理が生じないよう厳格に運用し、適正処理の確保に万全を期すこと。
- 九、必要な廃棄物処理施設の確保のため、国民の理解を得ながら安心できる施設整備を

図るとともに、必要な財政的措置を講ずるよう努めること。特に首都圏、近畿圏の廃棄物については、域内で可能な限り処理が行われるよう、必要な処理施設の整備を推進すること。

- 十、産業廃棄物の適正処理をより一層確保するため、電子マニフェストの義務化も視野に入れつつ、その普及拡大のための方策を引き続き検討すること。また、排出事業者が信頼できる処理業者を選択することができるよう、優良な処理業者の育成を図るとともに、処理業者に関する情報提供のシステムを充実すること。さらに、廃棄物の最終処分場については、残余容量等の実態を迅速かつ正確に把握し、公表すること。
- 十一、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)の評価・検討に当たっては、循環型社会形成推進基本法の考え方も踏まえ、廃棄物の排出抑制など様々な論点について十分な検討を行うこと。

右決議する。